

# 国土交通省説明資料

---

平成28年8月2日

# コンパクト・プラス・ネットワークの形成

- 現在、**276市町村**が立地適正化計画について具体的な取組を行っており、うち**4市**（箕面市、熊本市、花巻市、札幌市）が計画を作成・公表済み
- 今年度中に**100超**の市町村が計画を作成予定であり、29年度から立地適正化制度は本格的な実行フェーズへ
- 関係省庁で構成される**コンパクトシティ形成支援チーム**の枠組を通じ、「モデル都市の形成・横展開」、「現場ニーズに即した支援施策の充実」、「取組成果の見える化」を進め、市町村の取組を支援

## ①モデル都市の形成・横展開

### これまでの対応

- 制度普及のため、全国ブロック別に地方公共団体、交通事業者、都市計画コンサルタント等向けの**合同説明会を開催**【H26年度～：500超の市町村が参加】
- 地方出先機関に**ワンストップ相談窓口**を設置
- 都市局内に地区ごとの担当チームを設け、立地適正化計画に取り組む市町村への現地訪問等、きめ細やかなコンサルティングを実施【H28.7月現在：約100市町村】

### 28年度中の対応

- 分野間連携の観点から優れた**先行的取組事例集**を作成し、市町村に提供
- モデル都市の形成**に向け、関係省庁とともに現地を訪問するなど、計画作成に向けた重点的なコンサルティングを実施

### モデル都市の重点テーマのイメージ(例)

- 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市を形成（10～20都市程度を想定）

#### 歩いて暮らせるまちづくり

- 拠点エリアでの**交流・にぎわい空間づくり**
- バス路線見直しによる**アクセス改善**、遊歩道・公園等の整備による**回遊性の向上**
- 健康意識の啓発**（健康イベントの開催等）

#### 持続可能な公共交通の経営を軸にした都市構造再編

- バス路線等の**沿線への居住・都市機能の誘導**
- バス専用レーンの導入、公共交通利用促進策

#### 都市のコンパクト化と公共施設再編の一体的検討

- 拠点エリアへの**公共施設の集約・再編**
- 不要な公共施設を**社会福祉施設等に転用**
- PPP/PFIで公共施設の**整備・運営を効率化**

#### 子育てしやすい職住近接のまち

- 拠点エリアへの**子育て支援施設の整備**
- 企業誘致により、子育て世代の**就労環境を整備**

#### 医療・福祉の充実による賑わいの創出と高齢者に優しいまちづくり

- 拠点エリアへ**医療・福祉施設を誘導**、賑わい創出にも寄与
- 高齢者の生きがい就労と連携した、空き店舗の有効活用等**

#### 公民の遊休不動産を活用したまちなかの賑わいづくり

- 公共施設跡地に**学校等を誘致**し、学生によるまちなかの賑わいを創出
- まちなかの**空き店舗をリノベーション等により有効活用**

## ②現場ニーズに即した支援施策の充実

### これまでの対応

- コンパクトシティの取組に活用可能な**国の支援施策集**を取りまとめ【H27.9作成、H28.6更新】
- 市町村との現地相談会を開催し、**現場からの課題・ニーズ**を吸い上げ、支援チームを通じ関係省庁と共有【H28.3】

### 28年度中の対応

- 少子高齢化時代における重要な都市機能であり、支援の充実に係る現場のニーズも高い「**医療・福祉**」などの分野を中心に、**コンパクトシティとの連携強化等を実現**。

#### (施策連携の例)

##### ■ サービス付き高齢者向け住宅の整備に係る連携

- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備に係る補助制度の要件に「市町村のまちづくり方針との整合」を追加し、交付決定プロセスに市町村への意見照会を追加【H28年度予算】

##### ■ 介護施設等の整備に係る連携

- ・「地域医療介護総合確保基金」の管理運営要領において、自治体が介護施設等の整備に係る事業計画を作成する際、コンパクトシティ形成に向けた取組に資するものを優先的に盛り込むこととする規定を追加【H28.7】

##### ■ 小規模保育所等の運営・整備に係る連携

- ・まちなかへの設置が想定される小規模保育所の整備・改修費用の補助制度を創設。また、都市部の保育所等の賃借料加算について、実勢を加味して大幅に増額【H28年度予算】

### 29年度概算要求における対応

- 29年度概算要求において、
  - **公共施設再編**と連携した取組
  - 都市機能等の受け皿となる**市街地の再編・整備**の取組
  - **空き家・空き店舗や遊休化した公共施設等の有効活用**に向けた取組に対する支援施策の充実等を検討
- このほか、**各分野の施策とのさらなる連携強化**に向けて、内閣府、総務省、厚労省、環境省等と協議中

# ③取組成果の「見える化」

## 評価指標の開発・提供

### ●評価指標の開発・提供【H26.8】

「都市構造の評価に関するハンドブック」の主な評価指標

生活利便性	医療施設の利用圏平均人口密度: 39人/ha 医療施設の徒歩圏人口カバー率: 85% 公共交通の機関分担率: 14%
健康・福祉	福祉施設の1km圏域高齢人口カバー率: 72% 高齢者の外出率: 66.0% 保育所の徒歩圏0~5歳人口カバー率: 74%
安全・安心	空き家率: 6.0% 最寄り緊急避難場所までの平均距離: 677m
地域経済	都市全域の小売り商業床面積当たりの売上高: 80.4万円/㎡ 平均住宅地価格: 99千円/㎡
行政運営	市民一人当たりの歳出額: 492千円 市民一人当たりの税収額(個人市民税・固定資産税): 115千円

### 健康(歩行量)に関する指標

#### ●都市規模別等の歩行量の整理分析

都市規模別・年代別の1日当たりの歩数分布(男女計の中央値)(例)

	大都市+ 23区特別区	15万人以上	5~15万人	5万人未満
20代	7,524	7,023	6,893	6,249
30代	7,000	6,749	6,500	6,235
40代	7,336	6,904	6,754	6,787
50代	7,500	6,744	6,598	6,218
60代	6,521	6,150	5,875	5,630

出典: 国民健康・栄養調査

### 新たな都市計画調査体系の構築 (スマートプランニングの推進)

#### ○ビッグデータを活用した新たな調査手法の開発

- ・従来の人口密度等の静的なデータだけでなく、スマホGPS等によるビッグデータの解析等を通じて**人の属性ごとの「行動データ」**を把握するシステムの構築を図る
- ・H28年度は**神戸市・岡山市をモデル**として試行

#### ○都市計画基礎データのデータベース化

- ・都市計画基礎データの「**G空間情報センター**」への統合を図り、誰もが利用できる環境を整備する(H28年度中に運用開始)

これまでの対応

28年度中の対応

29年度以降

#### ○評価指標の充実に向けた取組

- ・コンパクトシティによる多様な効果を明らかにするため、**経済財政面**などの新たな視点を踏まえた指標の充実を図る

#### ○ガイドラインの作成

- ・コンパクトシティの重要な指標となる歩行量について、多様な調査手法やデータ分析時の留意点等をまとめた**ガイドライン**を作成

### より効果的で体系的な評価指標の開発・提供

### コンパクトシティの推進における実効的なPDCAサイクルの構築

- 支援チームとして市町村の取組成果を継続的にモニタリング。市町村による評価結果を関係省庁と共有することで、各省における支援施策の重点化等の検討を促す。
- 進捗が見られない市町村に対しては、関係省庁が連携してその原因等を調査・分析し助言等を行う。

自治体によるユーザー目線の計画策定  
民間事業者による施設の最適立地

# コンパクト・プラス・ネットワークによる「密度の経済」⇒都市の生産性を大幅に向上

一定密度の集約型市街地に  
～サービス産業の生産性向上～

■ホームヘルパーの1人当たりの  
サービス提供量が

人口30万都市  
だと年間で…

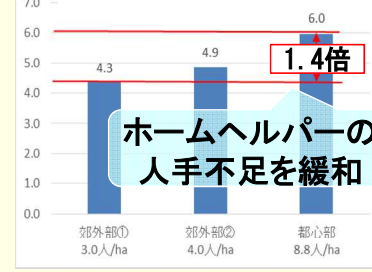
**4割増加**

(※富山市モデルをもとに試算)

○訪問介護の移動の効率化(イメージ)



○高齢者人口密度とホームヘルパーの派遣可能回数



(出典: 富山市資料を基に国土交通省作成)

公共交通を利用しやすいまちに  
～中心市街地の再興に～

■中心市街地の消費額を

**30億円増加**

(※富山市モデルをもとに試算)

○公共交通利用者は、まちなかでの滞在時間が長く、消費が多い

	マイカー	公共交通
中心市街地での平均滞在時間(分/日)	113分	128分
来街時に2店舗以上立ち寄る人の割合	30%	47%
中心市街地での平均消費金額(円/日・人)	9,207円	12,102円

マイカー利用者と公共交通利用者の消費行動比較

(出典: 富山市資料)

高齢者一人ひとりが元気に  
～地方財政の健全化へ～

■必要となる医療費を

**10億円削減**

(※見附市モデルをもとに試算)

○運動する人は、運動しない人より年間10万円も医療費が低い



(出典: 筑波大学久野教授資料)

注: 数値はいずれも一定の仮定を置いて試算したもの。

公共交通中心の集約型都市構造への転換を通じた

## 都市の生産性革命を 実証的に「目に見える形」で支援

### (1) モデル都市の形成・横展開

コンパクト化による生産性向上に向けた取組事例を関係省庁が連携して重点的にコンサルティングし、類型化・横展開

### (2) スマート・プランニングの推進

人の属性ごとの行動データを基に、利用者利便の向上と生産性の最大化を同時に実現する施設の最適立地を可能に

### 【数値目標】 (※いずれも2020年までの目標)

- ◆立地適正化計画を作成する市町村数:150
- ◆都市機能誘導区域内の誘導施設の立地割合が増加している市町村数:100
- ◆居住誘導区域内の人口割合が増加している市町村数:100
- ◆公共交通の利便性の高いエリアの居住人口割合  
三大都市圏90.8% / 地方中枢都市圏81.7% / 地方都市圏41.6%

# 土地・不動産の流動化の促進

- 中心市街地の土地・資産の流動性を高める、投資や円滑な買換の促進が不可欠。
- 今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進。
- クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。

## 主な対策

### 都市力の向上

- 多様な投資家から資金を調達し、リノベーションや施設整備等を促進するため、リート等への支援を拡充
- 不動産証券化に関する規制緩和等により、事業の案件形成をより一層加速
- 土地について需要を踏まえた的確な活用の円滑化や流動化を重点的に支援

### 地方の創生

- 小口の投資を集めた空き家・空き店舗の再生等のための制度改革
- まちなかの遊休資産や公的不動産等を地域が連携して交流や移住、起業等の場として管理・活用する取組を支援
- 地域の金融機関や自治体等の連携強化や人材育成等を支援

### 情報基盤の充実

- 不動産情報を充実させ、より早く、より便利にデータを提供
- 不動産鑑定評価の充実

## 実現

- 成長分野等の質の高い不動産の供給・再生、キャッシュフローの拡大
- 国民への良質なサービスの提供
- 事業者の経営効率・収益性の向上
- 多様な投資家への安定した運用機会の提供



- 空き家・空き店舗等の再生
- 地域の資産が民間資金等によって再生される好循環の創出
- 地域コミュニティの活性化



# 公共施設のストック適正化



# 施設の集約・再編等を促すガイドライン等の策定・周知

- 汚水処理施設については、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を平成26年1月に策定・周知済。
- 都市公園については、「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」及び「事例集」を平成28年5月に作成・公表し、周知済。
- 公営住宅については、取組事例を概ね収集済みであり、現在、事例の整理・分析をしているところ。平成29年度以降、ガイドラインとして周知予定。
- この際、施設の集約・再編等は、各地域の社会経済状況や各施設の状況等に応じて実施することが必要であることから、地方公共団体が地域の実情に応じて取組を進められるよう、取組事例を類型化するなど集約・再編等の具体的な方法をわかりやすく示すとともに、取組にあたっての留意事項・考え方等を示す。
- その後も、先進的な事例について、地方公共団体に周知。

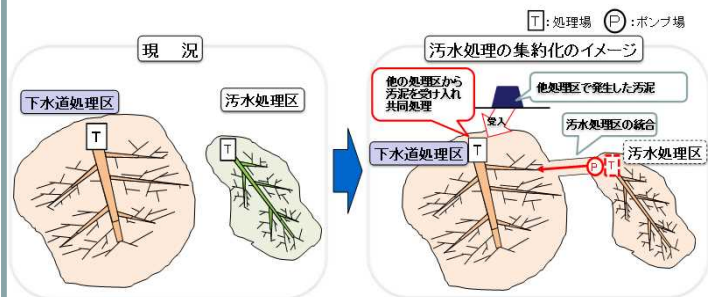
## 【ガイドライン等について】

### < 汚水処理施設 >

国土交通省、農林水産省、環境省が共同して「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」を平成26年1月に策定するとともに、地方公共団体への説明会を開催し、都道府県構想の見直しを要請

(処理区域設定の考え方や取組内容毎にまとめた事例等を記載)

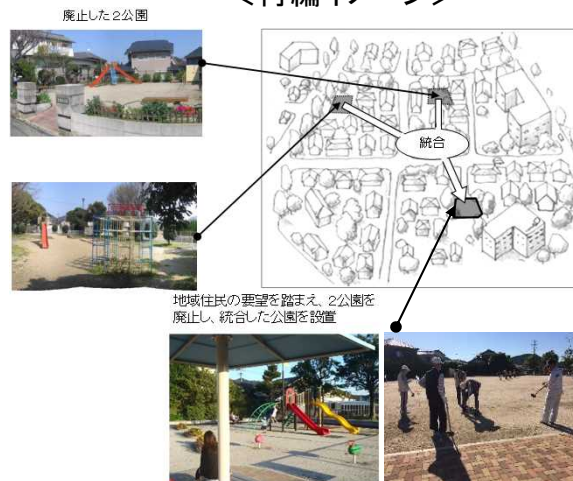
### < 汚水処理の集約化のイメージ >



### < 都市公園 >

都市機能の向上等に資する都市公園のストック再編を推進するため、統廃合を行う場合の考え方、事例等を平成28年5月に作成・公表し、周知済

### < 再編イメージ >



### < 公営住宅 >

建替えの機会を捉えた再生・再編や民間住宅ストックの活用等に関する地方公共団体の具体的な取組事例を平成28年度に取りまとめ、平成29年度以降、ガイドラインとして周知予定

### < 再生・再編の事例 >



# 官民連携(PPP/PFI)の推進

# コンセッションの進捗状況

「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)において、コンセッション事業について目標が定められたところ。

- 平成25年度から平成34年度におけるコンセッション事業規模目標: 2~3兆円から7兆円\*へと引き上げ
- 分野別の事業件数目標: 空港6件、水道6件、下水道6件、道路1件 (26~28年度)  
文教施設3件、公営住宅6件 (28~30年度、収益型事業や公的不動産利活用事業も含む)

\* 本事業規模目標期間内に関西国際空港・大阪国際空港のコンセッション事業(約5兆円(推計))が含まれるなどの特殊要因があることに留意する必要がある。

## 公共施設等運営権方式(コンセッション)を活用したPFI事業の進捗状況

	重点分野	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度以降
空港	高松空港		デザイン マーケティング	実施方針 募集要項	選定期間 H30年度 運営開始 予定
	神戸空港			実施方針	選定期間 H30年度 運営開始 予定
	静岡空港			マーケティング デザイン	実施方針 募集要項 選定期間 H31年度 運営開始 予定
	福岡空港			マーケティング デザイン	実施方針 募集要項 選定期間 H31年度 運営開始 予定
下水道	浜松市	公募(コンセッション) ガイドライン	実施方針 募集要項 募集要項 募集要項 募集要項	実施方針 募集要項	選定期間 H30年度 運営開始 予定
	大阪市	方針(案) 直し基本 下水道事 業形態見 直し基本			
	奈良市				H29年度 運営開始 予定
	三浦市			実施方針	選定期間 H30年度 運営開始 予定
道路	愛知県 道路公社	民間対話	実施方針 募集要項	選定期間	H28年度 運営開始 予定

### 道路

愛知県  
道路公社

平成27年通常国会において、構造改革特別区域法一部改正法が成立・施行。平成27年8月に愛知県が国家戦略特別区域に指定、9月に国家戦略特別区域計画が認定。10月に実施方針、11月に募集要項を公表し、**平成28年6月に優先交渉権者を選定**。

### 空港

- 但馬空港** 平成27年1月から民間事業者による運営を開始。
- 関西国際空港・大阪国際空港** 平成27年12月にオリックス、ヴァン・エアポートコンソーシアムの新会社(SPC)と実施契約を締結。**平成28年4月から運営開始**。
- 仙台空港** 平成27年12月に東急前田豊通グループの新会社(SPC)と実施契約を締結。平成28年2月からビル事業を開始、**7月から全体運営開始**
- 高松空港** 平成30年4月頃の事業開始に向け、平成27年10月からマーケットサウンディングを実施、**平成28年7月に実施方針を公表**。
- 神戸空港** 平成30年4月頃の事業開始に向け、**平成28年6月に空港条例の改正案が議会で可決された**。
- 静岡空港** 平成31年4月頃の事業開始に向け、**平成28年5月からマーケットサウンディングを実施**。
- 福岡空港** 平成31年4月頃の事業開始に向け、**平成28年7月からマーケットサウンディングを実施**。

※その他、北海道内複数空港等で検討中

### 下水道

- 浜松市下水道** 平成30年度からのコンセッション導入に向け、平成28年2月に下水道条例を改正し実施方針を公表、**5月に募集要項等を公表**。
- 大阪市下水道** 平成27年2月に「大阪市下水道事業形態見直し基本方針(案)」を公表し、コンセッション導入に向け、具体的に検討している。**平成28年7月に新会社を設立**。
- 奈良市下水道** 平成29年4月の事業開始に向け、平成28年2月に実施方針の条例案を議会に提出。
- 三浦市下水道** 平成30年4月の事業開始に向け、平成29年1月頃に実施方針を公表予定。

地方公共団体及び民間事業者におけるノウハウ・情報の不足及び官民間での対話・提案の場の不足等の現状を踏まえて、PPP/PFIに関する情報・ノウハウの共有・習得、関係者間の連携強化、具体的な案件形成を図るための産官学金の協議の場(地域プラットフォーム)を全国をカバーするブロックごとに形成することとし、H27年度より取り組んでいる。

地域プラットフォームにおいては、コンパクトシティへの取組、地域課題の解決に向けたまちづくり等の地域づくりへの展開にも活用。

## 地域プラットフォームのイメージ

### 地方ブロックプラットフォーム

(注) 全国をカバーするよう地方ブロック単位で形成

- 産 民間事業者、専門家(コンサルタント、会計士、弁護士等)
- 官 地方公共団体(都道府県、市町村)
- 学 大学等
- 金 地方銀行等



### 地方ブロックプラットフォームの役割

PPP/PFIの案件形成等に係る情報・ノウハウの横展開

- ・セミナー・シンポジウムの開催
- ・実践的研修の実施 等

※人口20万人以上の地方公共団体をはじめ広く参加を要請

### 全国9ブロックで設置・セミナーの実施

- ・北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州で産官学金コアメンバー会議の設置(H27・28年度) (産:36団体、官(自治体):161団体、学:23名、金:68行)
- ・全国6カ所で優良事例を紹介するセミナーを実施(参加者合計約1,100名)



専門家の派遣や  
助言等



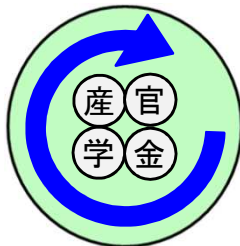
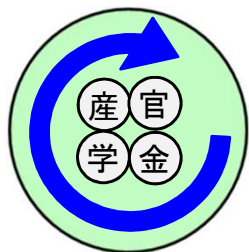
事例報告等



ニーズに幅広く対応

A県地域プラットフォーム

B市地域プラットフォーム



### 地域プラットフォームの役割

官民間の対話を通じた地域における官民連携事業の案件形成の推進

- ・個別具体の案件の掘り起こし、形成及び推進
- ・PPP/PFIの事業化候補の案件リストの作成
- ・民間からの提案、官民間の意見交換の場 等

※案件形成後、地方ブロックプラットフォームにおいて報告

### 地域プラットフォームの設置

- ・各自治体の要望に基づき順次設置予定

国土交通大学校等の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどによりPPP/PFI事業に関する知識を有する職員等の育成を図っている。

## ○平成28年度の国土交通大学校のカリキュラム

月 日	曜 日	午 前		午 後		
		8:50～10:15	10:25～11:50	13:15～14:40	14:50～16:15	～17:15
8/23	火	10:00～10:20 入校式 10:20～10:40 オリエンテーション 10:40～11:15 ガイダンス	11:25～11:50 <b>課題研究 (班別討議)</b>	13:15～14:40 <b>PPP/PFI概論</b>  総合政策局 官民連携政策課 課長 鈴木章一郎	14:50～16:15 <b>PPP/PFI手法の導入</b>  みずほ総合研究所(株) 社会・公共アドバイザー一部 官民連携事業推進室 室長 福田 裕之 主任研究員 川嶋 まさみ	16:25～17:15 <b>課題研究 (班別討議)</b>
8/24	水	8:50～10:15 <b>PPP/PFI の課題と展望</b>  東洋大学大学院 経済学研究科 客員教授 五十嵐 誠	10:25～11:50 <b>PPP/PFI事業の実施</b>  鹿島建設(株)開発事業本部 PFI推進部 事業管理グループ長 武田 理 事業管理グループ担当部長 志村 務	13:15～14:15 <b>地方の取り組み (横浜市下水道の PFI事業)</b>  横浜市環境創造局 下水道施設部 下水道設備課 担当係長 室井 悌 保坂 幸也	14:25～15:25 <b>地方の取り組み (流山市における ファシリティマネジメ ント等について)</b>  特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会 業務部長 寺沢 弘樹	15:35～17:15 <b>課題研究 (班別討議)</b>
8/25	木	8:40～10:15 <b>課題研究 (班別討議)</b>	10:25～11:50 <b>PFI事業のファイナンス</b>  (株)民間資金等活用事業推進機構 代表取締役社長 半田 容章	13:15～14:40 <b>国の取り組み (関東地方整備局)</b>  関東地方整備局 企画部企画課 課長補佐 海津 義和 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 建設専門官 佐藤 礼二	14:50～17:15 <b>課題研究 (班別討議)</b>	
8/26	金	8:50～9:20 <b>課題研究 (班別討議)</b>	9:30～11:50 <b>課題研究(全体討議) (203教室)</b>  総合政策局官民連携政策課 政策企画官 平松幹朗 主査 望月勇貴	13:00～13:35 提出物取りまとめ 建設部  13:50～14:10 修了式 教務課 (ホール)	14:20 解散予定	

- コンセッション方式を含むPPP/PFIの導入について先行的に検討を開始した浜松市に対し、平成23年度より国が財政的支援を含めた支援を実施。
- 平成26、27年度は、浜松市のニーズを踏まえ、資産情報の整備等に対する国の財政的支援を実施するとともに、国の調査として要求水準書(案)・実施契約(案)の策定に関する支援を実施。浜松市においては、平成28年2月に下水道条例を改正し、実施方針を公表、5月には募集要項等を公表し、平成30年度からのコンセッション方式の導入に向けて取り組んでいるところ。
- 大阪市においては、平成27年2月に「大阪市下水道事業 経営形態見直し基本方針(案)」を策定し、コンセッション方式の導入による経営形態の見直しを進め、平成28年7月1日にクリアウォーターOSAKA株式会社を設立。
- また、奈良市においても、コンセッション方式の導入に向け、具体的に検討しているところ。
- 平成27年10月には、浜松市等の先進事例を横展開するとともに、案件形成を図るための検討会を設置。さらに、12自治体の首長等に対する働きかけを実施。
- 今後とも以上のような必要な取組を実施していく所存。

## 浜松市の事例

### <事業内容>

○静岡県からの西遠流域下水道の移管(平成28年4月)に伴う職員増員と経費を抑制するため、コンセッション方式の導入により、可能な限り、業務を民間に委ねる。

○事業期間:20年間  
(平成30年度~平成49年度)  
第三者機関によるモニタリングを実施。



### <導入までのスケジュール>

平成26年度	事業スキームの検討、公募書類の作成、資産調査など	国土交通省にて財政的支援及び技術的助言を実施
平成27年6月	実施方針(素案)の公表	
平成27年12月	実施方針(案)要求水準書(案)の公表	
平成28年2月	下水道条例の改正 実施方針の公表 特定事業の選定・公表	包括的民間委託
平成28年4月~	西遠流域下水道移管	
平成28年5月	募集要項等の公表	
平成29年3月	優先交渉権者の選定	
平成29年4月	基本協定の締結	
平成29年10月	運営権設定・実施契約の締結	
平成30年4月	コンセッション事業開始	

# ストック効果の最大化を図る 社会資本整備の推進

# ストック効果の最大化を図る社会資本整備の推進

○第4次社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定)に基づき、「賢く投資、賢く使う」インフラマネジメント戦略に転換するため、ストック効果の最大化のための取組を開始。あわせて、ストック効果の「見える化」のための取組も検討を開始。

## ストック効果の最大化のための取組

「効果が出る」から「効果を出す」へ発想を転換し、ストック効果を一層高めるため、次の取組を開始

### (1)「賢く投資」(投資面の工夫)

データ分析に基づく投資、ピンポイントの投資等により投資効果を高める

### (2)「賢く使う」(施設の運用面の工夫)

料金等の見直し、ICTの活用、規格の共通化等により既存施設を最大活用

### (3)ストック効果早期発現等の工夫

ストック効果最大化に向け、的確なタイミングでの供用を目指した官民対話、完成時期等の情報のきめ細やかな共有、行政手続の円滑化等の仕組み化

○同種の新規投資によって期待される効果を予測

○行政の自らの気づき、インフラ利用者との対話を促進

○インフラのもたらす様々なストック効果を国民に実感してもらえるような情報提供に資する

## ストック効果の見える化のための取組

さまざまなストック効果の的確な把握と投資の重点化に資するため、次の取組を推進

(1)ストック効果の客観的・定量的把握の推進  
社会資本がもたらした渋滞解消や工場立地など様々な効果を、事後、継続して客観的・定量的に把握

(2)経済分析手法の活用検討  
事前の効果把握のための経済分析手法の更なる活用を検討

(3)「見える化」から「見せる化」へ  
ユーザー等が効果を実感できるような情報提供・共有



# 現場の担い手・技能人材に係る構造改革等

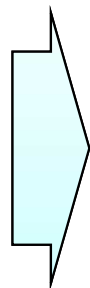
- 建設産業は今後10年間で高齢等のため、技能労働者約340万人のうち、約1/3の離職が予想され、労働力不足の懸念が大きい
- 改善の余地が大きい土工について、測量・施工・検査等の全プロセスでICTを活用し、大幅に生産性を向上
- 公共測量マニュアルや監督・検査基準などの15の新基準、ICT建機のリース料を含む新積算基準を策定し、平成28年度より国が行う大規模な土工については、原則としてICTを全面的に適用
- 1人あたりの生産性の約5割向上を目指すとともに、「賃金水準の向上」、「安定した休暇の取得」、「安全な現場」、「女性や高齢者等の活躍」など、建設現場の働き方革命を実現

## 測量

3次元測量(ドローン等を用いた測量マニュアルの導入)



従来測量



ドローン等による3次元測量

## 施工

ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



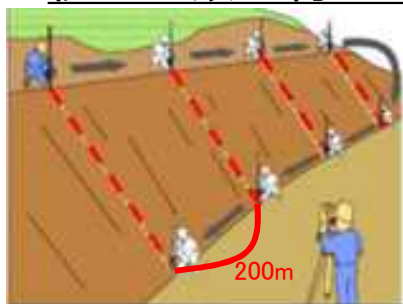
従来施工(丁張りによる施工)



ICT建機による施工

## 検査日数

検査日数が約1/5 (ICT土工用監督・検査要領等の導入)



人力で200m毎に計測  
検査日数10日



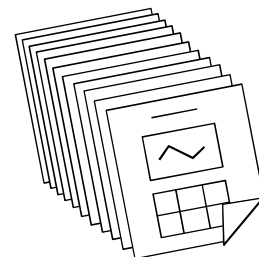
1箇所計測  
検査日数2日

GNSS  
ローバー

## 検査書類

検査書類が約1/50 (ICT土工用監督・検査要領等の導入)

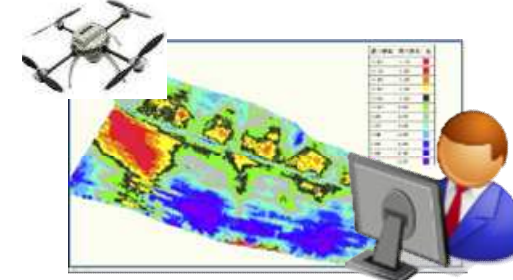
計測結果を書類で確認



現場2km毎に50枚



3次元データをPCで確認



1現場につき1枚

○ ICTに対応できる技術者・技能労働者の育成、監督・検査職員の育成を目的に、全ての都道府県で合計200箇所の講習・実習を実施。

## 1. 施工業者向け講習・実習

目的: ICTに対応できる技術者・技能労働者育成

- ・3次元データの作成実習又は実演
- ・UAV等を用いた測量の実演
- ・公共測量マニュアルや監督・検査などの15基準の説明
- ・ICT建機による施工実演



など

## 2. 発注者(自治体等)向け講習・実習

目的: ①i-Constructionの普及  
②監督・検査職員の育成

- ・GNSSローバ等を用いた検査の実地研修
- ・公共測量マニュアルや監督・検査などの15基準の説明



など

## 講習・実習の開催箇所は順次拡大予定

※施工業者・発注者の両方を対象とする講習・実習は1箇所として計上

講習・実習開催予定箇所数		
施工業者向け	発注者(自治体等)向け	合計※
全国120箇所 (うち29箇所開催済)	全国164箇所 (うち55箇所開催済)	全国200箇所 (うち66箇所開催済)

施工業者向け講習・実習、発注者(自治体等)向け講習・実習ともに、年内に全国47都道府県を対象に開催予定

基礎ぐい工事問題で提言された構造的課題等について平成28年1月から計7回審議。中間とりまとめでは各課題について対応策を提示。

【建設生産システムの適正化】	課 題	対 応 策
<p><b>施工体制における監理技術者等の役割の明確化</b></p>	<p>施工の専門化・分業化が進み、元請と下請の技術者の役割の違いが顕著となる一方、制度上、両者は区別されていない</p>	<p><b>元請と下請のそれぞれの技術者が担う役割を明確化</b></p>
<p><b>技術者の適正な配置のあり方</b></p>	<p>現在、請負金額のみで専任配置を規定しているが、難易度の低い工事等、工事内容によっては専任は不要ではないかとの指摘</p>	<p><b>現行の請負金額一律の基準に、金額以外の他の要素を盛り込むことについて、引き続き検討</b></p>
<p><b>実質的に施工に携わらない企業の施工体制からの排除</b></p>	<p>商社や代理店等、工場製品等の取引のみで、施工管理を行わない企業が存在。役割・責任の不明確化や不要な重層化を招くおそれ</p>	<p><b>一括下請負の禁止を徹底するため、その判断基準を明確化</b></p>
<p><b>民間工事における発注者・元請等の請負契約の適正化</b></p>	<p>民間工事では、地中の状況等、施工中に発現する可能性のあるリスクについて、負担の考え方や受発注者間が円滑に協議を行うための基本的枠組みが整備されていない</p>	<p><b>施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みについて指針を新たに策定</b>  <small>(指針には、特に事前調査の必要性や、関係者間の協議項目として、地中関連、設計関連等の各々のリスク負担に関する考え方や協議事項を盛り込む)</small></p>

- 【その他の課題への対応】
- 大規模工事における技術者の複数配置の推奨: 監理技術者等の補佐的な役割を担う技術者を配置することが望ましい旨、明確化
  - 建設生産物に用いられる工場製品に関する品質管理のあり方: 工場製品の品質確保を図るため、これらを製造する企業等に対して、一定の制度的関与を設けることについて、引き続き検討
  - デベロッパーからマンション管理組合に交付すべき図書の明確化: 地盤情報等、提供すべき図書の内容について明確化
  - 建設工事紛争審査会の審査対象の拡大: 施工品質をめぐる様々な紛争解決を図るため、「建設工事の請負契約に関する紛争」以外も審査の対象とするよう、引き続き検討

【建設生産を支える技術者や担い手の確保・育成】

<p><b>技術と管理能力に優れた技術者の確保・育成と活躍</b></p>	<p>若手技術者の入職の減少等、優れた技術者の確保が求められる一方、技術検定の受検者数が減少</p>	<p><b>受検機会の更なる拡大に向けた技術検定制の見直し（2級学科試験の受験機会の年2回化等）</b></p>
<p><b>大量離職時代に向けた中長期的な技能労働者の確保・育成</b></p>	<p>建設業で働く高齢者の大量離職を目前に控え、担い手不足が懸念。これまで様々な担い手対策が講じられているが、依然、若者の高い離職率等、解決すべき課題が存在</p>	<p><b>人と企業がともに成長する好循環を生む『人材投資成長産業』の実現に向けた総合的な施策の展開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○キャリアに応じた処遇が図られるよう、技能労働者の経験や技能を蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築（平成29年度に本格運用開始）</li> <li>○社会保険加入の目標達成（平成29年度を目標に、企業単位で100%等）を目指し、対策を強化</li> <li>○人材の効率的活用に向け、施工時期の平準化、繁閑調整のための環境整備 等</li> </ul>

【建設企業の持続的な活動が図られる環境整備】

<p><b>地域の中小建設企業の合併や事業譲渡等が円滑になされる環境整備</b></p>	<p>経営者の高齢化が進み、中小建設企業等で後継者問題が高まり、合併や廃業する企業の事業承継が円滑に行われる環境整備が必要</p>	<p><b>合併時の許可や経営事項審査の迅速化・簡素化し、空白期間の短縮や、手続き上の負担を軽減</b>  <b>また、廃業する企業の技術者の新会社への円滑な移行に向けた経審の特例を導入</b></p>
--	---	---

- 【その他の課題への対応】
- 経營業務管理責任者要件のあり方: 企業全体の経営に占める建設業経営の影響度、経営の規模・安定性の観点から、経營業務管理責任者要件のあり方について引き続き検討
  - 軽微な工事に関する対応: 許可が不要とされる500万円未満の軽微な工事のみを請け負う者に対して、一定の関与を行うことについて、引き続き検討

# 〔建設技能労働者の担い手確保・育成施策〕

「人材投資成長産業」～人への投資を柱に成長し、変化に対応し、選ばれる企業へ～

## 〔中長期的な技能労働者の確保・育成に向けて〕

### 現状～立ちはだかる課題・役割

- [外的環境]・・・生産年齢人口減少/産業間の人材確保競争の激化/安定した雇用を求める労働者のニーズ
- [建設業の役割・ニーズの変化]・・・インフラメンテナンス/住宅・建築物リフォーム市場活性化/災害対応等
- [業界の特徴]・・・繁閑の波/不安定な雇用形態

### 建設産業の目指す理想の形 ～「人と企業の成長サイクル」

**「人材投資成長産業」** 職場・仕事の魅力向上 + 生産性向上による成長 ⇒ ピンチをチャンスに替えて「選ばれる産業」へ

## 〔「人材投資成長産業」の実現に向けた施策の強化〕

### 成長の好循環を阻む要因・課題の解決に向けた施策の強化

成長の基盤となる新システムを構築するとともに、人材の育成やキャリアアップ・キャリアパス、適正な処遇、**建設業を支える人材の確保を促す施策を強化**する

#### 〔6つの重点施策〕

- 1. 処遇の改善**
  - ・目指す姿に向け、賃金アップ、休日確保など不断の働きかけ
- 2. キャリアパスの見える化**
  - ・建設キャリアアップシステムの構築、技能労働者・技術者・経営者間のシームレスなキャリアパスモデルの構築
- 3. 社会保険未加入対策**
  - ・元請の下請に対する指導強化等の対策強化、平成29年度以降も更なる取組を徹底
- 4. 教育訓練の充実**
  - ・富士教育訓練センターの更なる建替えによるCOC拠点強化と訓練プログラムの質の充実 等
- 5. イメージアップ戦略・先鋭的プロモーション**
  - ・学校キャラバンなど戦略的広報の取組を業界全体へ水平展開 等
- 6. 生産性向上**
  - ・生産性向上のための複合工（多能工） 等

### 担い手5分類のターゲットに即応したきめ細かな施策の展開

技能労働者の担い手を**5つに分類**し、**現行の施策等で不十分な点の課題等を抽出**し、各分類に即応したきめ細かな施策を検討する

#### 〔5分類〕

- ①**新卒採用**、②**中途採用**、③**離職防止**、④**女性**、⑤**高齢者**  
 ※建設業従事者数500万人（うち技能労働者数331万人）の内訳

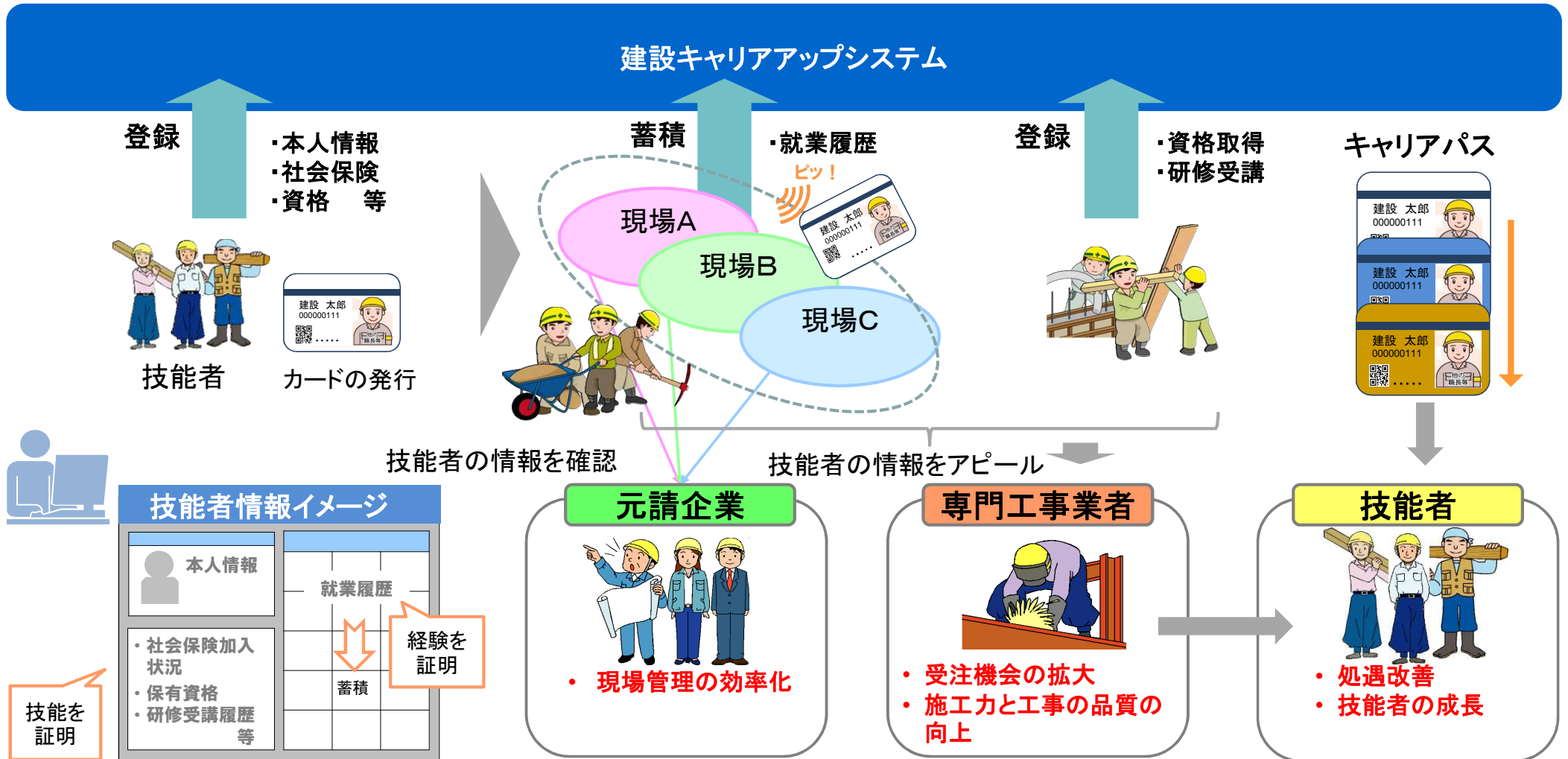
#### 〔施策〕

- ① **若者**、② **中途採用**
  - ・地域・個社の広報活動強化－採用ルート拡充・既存ルート強化 等
- ③ **離職防止・定着促進**
  - ・教育訓練、コミュニケーション&交流活性化
- ④ **女性活躍**
  - ・多様な働き方の実現に向けた環境整備、先鋭的プロモーション
- ⑤ **高齢者**
  - ・指導者としてのポジション付け等

# 建設キャリアアップシステムの構築

- 将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、建設技能労働者のキャリアアップの道筋を示すこと、技能者が適正な評価と処遇を受けられていくことが重要
- 技能者の資格等の情報や現場での就業履歴等を業界統一のルールで蓄積する「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、平成29年度の運用開始を目標に官民で検討

(建設キャリアアップシステムイメージ)



※蓄積されたデータは利用目的に応じて建設業界の関係者が閲覧